**建設業許可申請書（更新）送付票**

 石川県（南加賀・石川・県央・中能登・奥能登）土木総合事務所庶務課事業係　御中　御中

（送付日）令和　　年　　月　　日

（申請者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 許可番号 | 般・特　第　　　　　　　号 | 許可年月日 | Ｈ・Ｒ　　年　　月　　日 |
| 商号(名称） |  | 代表者名 |  |
| 所在地 | （〒　　　　－　　　　　） |
| 担当者(代理人)名住所・連絡先 | 住 所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ⇐※副本返送先を主たる営業所所在地以外にする場合、必ずご記載ください。(委任状がない場合)氏名　　　　　　　　　　 (日中連絡の取れる連絡先)電話：　　　　　　　　　ＦＡＸ：申請者との関係(本人･代表者以外の場合必ずご記載ください。)： 代理人・役員／従業員・その他( 　　　　) |

**（送付内容チェック表）**　※封入時にチェック欄にし、ご確認ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック | 項　　　目 | 説　　　明 |
| □ | 返信用封筒（切手が貼付されたもの）またはレターパック | 返信先の宛名と「法人・個人名、返送する申請名」を記載してください。 |
| □ | 石川県証紙貼付票(県様式) | 石川県の収入証紙（国の印紙ではありません。）※金額は裏面を参照 |
| □ | 表紙 | － |  |
| □ | 許可申請書 | 様式第一号 |  |
| □ | 役員等の一覧表 | 別紙一 |  |
| □ | 営業所一覧表（更新） | 別紙二(2) |  |
| □ | 専任技術者一覧表 | 別紙四 |  |
| □ | 誓約書 | 様式第六号 |  |
| □ | 健康保険等加入状況 | 様式第七号の三 | ※確認資料が必要です。 |
| □ | 令第３条に規定する使用人の一覧表 | 様式第十一号 |  |
| □ | 定款（写し） | 任意様式 | 変更がなければ省略可 |
| □ | 営業の沿革 | 様式第二十号 | 賞罰欄に、なければ「なし」と記載 |
| □ | 所属建設業者団体 | 様式第二十号の二 | 変更がなければ省略可 |
| □ | 主要取引金融機関名 | 様式第二十号の三 | 変更がなければ省略可 |
| □ | 常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 | 様式第七号　又は様式第七号の二 | 該当する書式を提出 |
| □ | 常勤役員等の略歴書又は常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 | 様式第七号別紙　又は様式第七号の二別紙 | 該当する書式を提出 |
| □ | 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 | 様式第十二号 | 上記常勤役員等を除く役員等(株主等含む)の一覧表に記載した全員分。賞罰欄になければ「なし」と記載（株主等は不要） |
| □ | 令第３条に規定する使用人の調書 | 様式第十三号 | 役員と重複する場合は不要です。 |
| □ | 登記されていないことの証明書 | 法務局発行 | 全役員分(株主等は不要)。申請到達（受付）日より３月以内に発行された原本。 |
| □ | 身分証明書 | 市町村発行 | 全役員分(株主等は不要)。申請到達（受付）日より３月以内に発行された原本。外国籍の方は不要です。 |
| □ | 株主(出資者)調書 | 様式第十四号 | 変更がなければ省略可 |

裏面もありますのでご確認ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック | 項　　　目 | 説　　　明 |
| □ | 従たる営業所確認資料（写真） |  | 必要となる場合に添付。撮影年月日を記載すること。 |
| □ | 履歴事項全部証明書 | 法務局発行 | 変更がなければ省略可。申請到達（受付）日より３月以内に発行されたもの個人は不要(支配人登記がある場合を除く)。 |
| □ | 委任状 | 任意様式 | 行政書士が代理申請する場合必要です。 |
| □ | 副本、写本 | 副本は受付印を押印して返送します。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック | 項　　　目 | 説　　　明 |
| □ | （確認資料　正・写各１部）□常勤役員等又は常勤役員等及び補佐者、専技の常勤確認資料**（健康保険被保険者カードの写しの場合、被保険者記号・番号部分はマスキングしてください。）**□健康保険等の加入状況の確認資料　※具体的な確認資料については、「建設業許可申請のしおり」で確認してください。 | **※手引きにて、原本提示又は原本証明としている書類等は、写しで可。** |

**【注意】**・書類等の受付日は発送日ではなく、県に到達した日となります。有効期間内に到達するよう余裕をもって送付してください。

・事実と異なる内容の申請・届出を行った場合、許可の取消などの監督処分や罰則(懲役または罰金)の対象となる可能性があります。必ず

責任者へ確認の上、提出してください。

（参考）石川県知事許可申請手数料

●石川県収入証紙（国の印紙ではありません。）を石川県証紙貼付票に貼付

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 許可区分申請区分 | 一般又は特定の一方のみを申請する場合 | 一般と特定の両方を申請する場合 |
| ５　更新 | ５万円 | １０万円 |